

坂東眞理子著

『日本の女性政策』

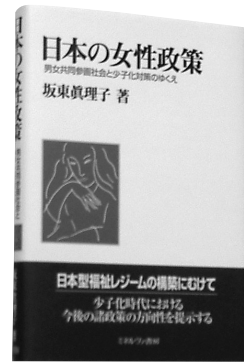
—男女共同参画社会と
少子化対策のゆくえ—

池木 清

本書の著者については、昭和女子大学の現職の学長であるし、三〇〇万部を超える大ベストセラー『女性の品格』でも一般に広く知られているので、ここで改めて多くを記す必要はないようにも思われるが、書物のテーマとの関連を探る上では、やはり関係の経歴に詳しく触れることが必須であろう。

著者は一九六九年に東京大学を卒業して、当時の総理府にキャリアの一員として採用され、二〇〇三年夏に内閣府男女共同参画局長を最後に退官するまで、長い公務員生活を送ったが、その間、日本の女性政策の重要な節目には、常に彼女がいたと言っても過言ではない経歴の持ち主である。

すなわち、一九七五年の「国際婦人年」の秋に、政府はこれに対応するため、閣議決定で婦人問題企画推進本部を発足させたが、同時にその事務局の役目をする婦人問題担当室（通称）を総理府に設置した。著者は、それまで筆者と共に国の『青少年白書』を書いてくれたのだが、これに伴う人事異動でそこに移った。婦人問題担当室のスタッフは極めて少人数であったから、担当官として彼女がほとんど一人で作成した『婦人の現状と施策』と題する報告書は、当時のマスコミで「初の政府版婦人白書」と報じられ、かなり評判になった。現在の『男女共同



2009年10月20日発行
ミネルヴァ書房
A5判 230頁
定価 2800円（本体）

参画白書』の基本的な枠組みは、このとき出来上がったのである。

その後、いくつかの異なるポストを経て、再び婦人問題担当室に室長として戻ってきた際には、法令に根拠を有さないまま事実上存続していたにすぎなかった同室を、政令たる総理府本府組織令に根拠を有する「男女共同参画室」に変え、その組織を確固たるものにした。今日、「男女共同参画社会」は一般にも広く流布した言葉になっていくが、これを法令上にきちんと位置づけ、その定義を確立したのも、著者である。ちなみに、現在の「男女共同参画社会基本法」においても、このときの定義がそのまま踏襲されている。

このような行政官としての手腕が評価されて、埼玉県の副知事やブリスベン駐在の総領事などの要職を歴任した後、二〇〇一年一月の中央官庁再編に際して、全省庁で唯一「室」から「局」に昇格した内閣府男女共同参画局長に就任した。過去の職歴からしても、男女共同参画行政の官僚トップはこの人しかいないと衆目の一致するところであったし、本人としても公務員生活の集大成をするに相応しいポストではなかったかと思われる。

官僚としては通常の在任期間である二年半余りの

間に多くの成果を残しているが、ここでは、今後の日本社会全体に大きな影響を与えるとの観点から、筆者が最大の功績と考えるものを一つだけ記すに止める。それは、二〇〇三年に「社会のあらゆる分野において、二〇二〇年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも三〇％に」との達成期限付きの数値目標を政府の公式の決定として初めて打ち出したことである。この目標数値は、その後の政府計画にもそのまま引き継がれ、今日でも各界に大きな影響力を及ぼし続けている。

以上の記述を読まれただけでも、本書は、これを執筆するのに最も相応しい著者を得たということが、おわかりになったと思う。それでは、書物の内容に入ろう。

大きく二部構成になっていて、まず、第一部「女性政策の変遷」では、戦後日本の女性政策を現在に至るまで五つに時代区分し、それぞれの時期ごとに章を分けて、総合的に記述している。

第1章は「アメリカの戦後統治下の女性政策」と題されているとおり、主として占領下で行われた戦後改革を中心に記述されている。占領開始間もなくの一九四五年一〇月にGHQが日本政府に発した五大改革指令に「婦人参政権付与による日本女性の解放」が含まれていたことから明らかなように、日本ではこの時期に初めて積極的な意味での「女性政策」が開始されたと言える。従って、本書が、記述をこの時期から始めているのも当然であろう。取り上げられている項目は、婦人参政権、教育改革、日本国憲法の制定、民法改正、優生保護法制定、公娼廃止、労働政策、社会福祉政策である。

第2章の「高度経済成長時代の女性政策と日本型福祉社会」は、主として一九六〇年代から七〇年代前半をカバーしているが、経済成長は女性の教育水準を向上させたものの、それが女性を社会進出には向かわせなかった。このことは、一九七五年に女性の労働力率が史上最低を記録したことによく表われている。この時期の女性政策は、所得税制における配偶者控除の創設と年を追っての引き上げなど、伝統的性別役割分担に従う女性を優遇するものであったことがわかる。

第3章の「安定成長期からバブル経済期の女性政策」には、「性別役割分担と差別撤廃」の副題が付けられている。主として一九七〇年代後半から九〇年代前半をカバーしているが、一九七五年の国際婦人年に端を発した国際的な性別役割分担の見直しとその流れの中から出てきた女子差別撤廃条約への対応のために、男女雇用機会均等法が成立し、前章の時期と異なり、女性の社会進出は公に推奨されるようになった。また、国際婦人年に際して、日本政府の中に、今日の「内閣府男女共同参画局」にまで発展した組織の萌芽が生まれ、紆余曲折はあったものの、著者などの努力によって、着実に日本中に影響力を拡大していった。

第4章の「グローバル経済の進展と構造改革期の女性政策」は、主として一九九〇年代後半の時期をカバーしているが、この時期には「男女共同参画社会基本法」が成立したことが大きな出来事なので、これについて、成立に至る経緯も含め、多くのページが割かれている。男女共同参画が、政府の取り組みから、法律を背景にした国全体の取り組みとなっ

た意義は大きい。

第5章の「少子化と男女共同参画」は、主として日本の少子化の進展や、これに対する対策の変遷が扱われている。一九八〇年代までは、国としてさほど目立った取り組みはなかったが、九〇年代になると、通称エンゼルプランの策定・実施などにより、子育て支援が本格化する。他方、仕事と出産子育てを両立させるための育児休業法が成立し、男女共同参画の進展にも寄与した。そして、二十一世紀になると、少子化対策はいっそう加速し、二〇〇三年夏には議員立法で少子化対策基本法が成立した。著者が局長をしていた当時は男女共同参画会議の下に「仕事と子育ての両立支援に関する専門調査会」が置かれ、いわゆる「待機児童ゼロ作戦」として一般にも広く知られたものだが、近年は、少子化対策の影に男女共同参画が隠れてしまったような趣を感じるのには、筆者だけだろうか。

第II部は「世界各国の女性政策と女性の意識」で、まず、第6章は「各国の女性の状況と意識」と題され、国際比較が広範に行われている。日本の主な特徴点を挙げると、少子化が進んでいること、女性の年齢階級別労働力率が相変わらずM字型を描いていること、政策決定への女性の参画が著しく遅れていることなどである。また、性別役割分担意識が国際的に見れば未だ根強いこともわかる。

第7章は「各国の女性政策と少子化対策」と題され、スウェーデン、ドイツ、アメリカ、韓国のそれらについて、項目を分けて詳しく記述されている。紙数の制約もあり、ここでは、その内容に立ち入らないが、国によって大きく異なることが読み取れる。

第8章の「女性エグゼクティブのキャリアと子育て」では、著者の関わった日米の女性エグゼクティブ調査の結果が報告されている。日本の民間会社の女性役員ははまだ層が薄すぎるため、国が違っても、次代の女性にとっては、アメリカのほうが参考になるかもしれない。

終章は、「少子化対策と女性政策の統合」と題され、「日本型福祉レジームを求めて」の副題が付けられている。男性の滅私奉公的な労働に経済は依存し、他方で「家庭・家族の福祉機能を評価し、妻の座を強化する」一九八〇年代までの日本型福祉レジームは、もはや行きつまり、これからは男女を問わず、高齢者や外国人も含めて、「合理的に選べる多様な働き方を企業は用意する」必要性が説かれている。

近年では、多くの大学や大学院で、ジェンダー関連の科目が多数開設され、それらの中には政策面を扱うものもかなりあると思われるが、本書は、そのような科目の教科書ないし参考書として活用されるのに最適であろう。

これまでの日本では、この当否はともかく、実際上官僚が政策を企画立案してきた側面が極めて強い。従って、政策の経緯を最も詳しく語れるのは、それを担当してきた官僚である。当事者でない研究者がいくら文献をあさってみたところで限界がある。著者も退官されて既に七年、今では公にしても差し支わりのない官僚時代の経験は多いと思う。筆者としては、いろんな機会に、著者が官僚時代に体験した具体的な細部についても、更に著述を重ねていただくことを希望しておきたい。

(いけぎ きよし 日本橋学館大学名誉教授)